

は天正八年也。三月九日とあるものは、閏三月九日と書くべきを、閏の字を脱漏せしか。又はおもひ誤りたるものならんか。天正八年庚辰閏三月九日、柴田勝家信長公の命に依つて加賀一揆を征伐し、先陣佐久間支蕃尾山城を取巻き攻立つ。楯籠り居たる一揆の魁首悉く討死し、本源寺の坊主共降伏して落城するよし、巨細に三州志難繼餘考に載せたり。此の時石浦山王の社地は、今云ふ長町三番丁入口なり。敵御堂を焼拂ふといへるは、即ち佐久間が爲に焼かれたるもの也。されば堤町三箇屋辻の邊を古戰場といへるは、天正八年閏三月尾山城攻の時の古戰場なる事いぢるし。三州志等の本書に據つて知るべし。

○三箇屋九兵衛傳

金澤家柄町人の一人なり。家傳の記に云ふ。元祖は木下九兵衛と稱し、越前國北庄に居住せし郷士なり。大納言利家卿府中御在城の頃、御懇に被遊に付、金澤へ御入城の頃召寄せられ、金澤御堤の邊山崎町の角屋敷を賜はり、町人となり三箇屋九兵衛と稱す。二代九郎兵衛まで此の地に居住す。其の頃は七十間御門御締の節は、九郎兵衛住宅に假番

所を建てられたり。然るに寛永十二年火災の後、町地の移轉を命ぜられし頃御城へ召出され、町割の御繪圖御見せ被成、屋敷地望みのヶ所にて下さるべき旨仰出され、則ち甚右衛門坂の下、上堤町御門近の角屋敷を乞ひ願ひ上る處、家柄の者として、最前の邸地の通り、二十間四面拜領仰付けらる。とあり。又三箇屋の家記に云ふ。慶安四年金澤惣町年寄役可被仰付旨被仰出、町中に而所久敷町人御撰被成、二十人年寄頭被仰付、圖取に相成、其内十人は當時年寄頭、今十人は二番代りに相定。二人宛壹番より五番まで組合せ相勤め、當時勤之内、死去人又は病氣等有之御斷申上候砌、二番代りの内より段々相勤申極りに相定、辛卯九月廿三日より年寄頭初而被仰付。惣町中年寄頭之覺。

- 材木町田井屋市兵衛 二番 堤町藥屋宗兵衛
- 登番 尾張町森下や八左衛門 同町三箇屋九郎兵衛
- 三番 今町出雲や喜右衛門 四番 安江町淺野や次郎右衛門
- 材木町紙屋六右衛門 尾張町津幡や與三右衛門
- 五番 河原町笹屋十兵衛
- 同町蒔繪や又右衛門

二番替組

壹番中町鶴や市郎右衛門、二番材木町石浦や伊兵衛、三番堅町今市屋仁兵衛、四番袋町藥屋太兵衛、五番堤町玉鉾や孫兵衛、六番新町金屋次兵衛、七番南町中屋喜右衛門、八番今町金屋太郎右衛門、九番今町福久や次郎右衛門、十番南町紙屋七郎右衛門。

寛文元年六月廿九日阿部豊後守殿上使に而御暇被進、七月八日江戸御發駕、十九日御入城被遊。廿五日御禮人持頭衆等、廿六日御禮御馬廻等、廿七日御禮寺社方與力町人也。町人御禮之次第。

町年寄。三箇屋九郎兵衛・田井屋市郎兵衛・津幡や與三右衛門・中屋彦右衛門・香林坊喜兵衛・正阿彌次郎右衛門・紙屋與兵衛・菊屋彦左衛門・高岡屋太郎右衛門。

銀座。越前屋孫兵衛・蠟燭や彦四郎・紙屋武兵衛。次に淺野や次郎兵衛・平野や半助・越前屋喜右衛門・龜甲屋與助・飾屋右近・春田太右衛門・菓子屋吉藏・豆腐や太右衛門・町中惣名代南町肝煎新右衛門。右御禮錢五十疋宛。

閏八月十八日十九日御能被仰付。

時服五つ宛 御人持衆。同三つ宛 御組頭衆・御物頭衆。銀子千枚御家中平士衆。米五斗宛 御徒衆。銀子千枚金澤惣町中々、但家一軒に銀拾匁宛之由。

以上 三箇屋は金澤書林の鼻祖にて、後々までも堤町に書肆多く居たるも、三箇屋の居たる故也と云傳へたり。葛巻昌興自記に、久しく籠居の頃、書肆三箇屋といふ者、儒仙・武仙と題せし二帙を携へて贈りければ、短冊に一首を題して贈りぬ。

唐土のかしこき道はいまもみつ あはれおよばぬ世をや敷かん

藏版書目録寫

- 一、伊勢京大和廻り高野和歌浦須磨明石播州名所道圖
- 一、北陸道江戸道中圖 一、金澤より中仙道東海道圖
- 一、茶之湯奥義鈔 一、居家要言掛物
- 一、紅葉賀御手本 一、當用御手本
- 一、筆の海女手本 一、袖中曆